奈良県マスコットキャラクター「せんとくん」着ぐるみ貸出規程

（趣旨）
第１条 この規程は、奈良県マスコットキャラクター「せんとくん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を、公益的活動の推進や奈良県及び県内各地域のＰＲを目的として使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（使用申込の提出）
第２条 着ぐるみの使用を希望するもの（以下「申請者」という。）は、あらかじめせんとくん着ぐるみ貸出申込書を、使用の２ヶ月前までに着ぐるみ管理者（以下「管理者」という。）に提出し、その承諾を得なければならない。申し込みは、使用の６ヶ月前から受け付けるものとする。

なお２ヶ月前までに使用の申し込みのない日に関しては、１ヶ月前を期日として先着順に申し込みを受け付けるものとする。

（使用承諾の通知）
第３条 管理者は、申請者に対し、原則として使用日の１ヶ月前を目途に使用承諾（又は不承諾）の連絡を行う。

（使用承諾基準）
第４条 管理者は、第２条の規定による申し込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの使用を承諾しないものとする。

⑴ 奈良県の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき
⑵ 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないおそれのあるとき
⑶ 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき
⑷ 特定の個人、団体、企業、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与えるおそれのあるとき
⑸ 営利目的の活動に使用するとき
⑹ その他、管理者が着ぐるみの使用について不適切と認めたとき

（使用料）
第５条 使用料は無料とする。

（使用上の遵守事項）
第６条 申請者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)『着ぐるみ「せんとくん」取扱説明書』を遵守し、適切に使用すること
(2)着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと
(3)申込書の記載どおりに使用すること
(4)使用期間を遵守すること
(5)火気及び危険物の近辺で使用しないこと
(6)雨天時に屋外で使用しないこと
(7)その他、管理者が特に付した条件に従って使用すること

（使用の承諾の取消し）
第７条 申請者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この規程に違反したときは、その使用の承諾を取り消すとともに、その申請者への貸与は行わないものとする。この場合、申請者に損害が生じても、管理者はその責めを負わない。

（現状復帰）
第８条 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、申請者の責任と負担により、補修またはクリーニング等を行い、現状に復さなければならない。

（管理者の責任）
第９条 着ぐるみの使用により、申請者が被った被害、または申請者が第三者に与えた損害に対しては、管理者は一切その責めを負わない。

（補足）
第10条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則
　この規程は、平成２３年４月１日から施行する。